

ほくでん光 スピードプラン契約約款

北海道電力株式会社

北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、ほくでん光 スピードプラン各種サービス会員規約本則の個別規定として、ほくでん光 スピードプラン契約約款を次のとおり定めます。ほくでん光 スピードプラン各種サービスには、ほくでん光 スピードプラン各種サービス会員規約本則とほくでん光 スピードプラン契約約款があわせて適用されます。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は、このほくでん光 スピードプラン契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりほくでん光 スピードプランを提供いたします。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合は、約款を変更できるものといたします。この場合には、料金その他ほくでん光 スピードプランの提供条件は、変更後の約款によります。
2. 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行なう場合、当社が適切であると判断する方法により説明いたします。

第3条（用語の定義）

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）電気通信設備

電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。

（2）電気通信サービス

電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。

（3）光インターネット

主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行なうための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備）をいいます。

（4）ほくでん光 スピードプラン

光インターネットを使用して行なう電気通信サービスをいいます。

（5）でんわサービス

別途ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供する「NURO 光でんわ」サービスをいいます。

（6）ほくでん光 スピードプラン取扱局

電気通信設備を設置し、それによりほくでん光 スピードプランに関する業務を行なう当社の事業所をいいます。

(7) ほくでん光 スピードプラン取扱所

ほくでん光 スピードプランに関する契約事務を行なう当社の事業所（当社の委託によりほくでん光 スピードプランに関する契約事務を行なう者の事業所を含みます。）をいいます。

(8) 取扱局交換設備

ほくでん光 スピードプラン取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）をいいます。

(9) ほくでん光 スピードプラン契約

当社がほくでん光 スピードプランの提供を行なうことを内容とする契約をいいます。

(10) ほくでん光 スピードプラン申込み

ほくでん光 スピードプラン契約の申込みをいいます。

(11) 申込者

ほくでん光 スピードプラン契約の申込みをした者をいいます。

(12) 契約者

当社とほくでん光 スピードプラン契約を締結した者をいいます。

(13) 契約者回線

ほくでん光 スピードプラン契約にもとづいてほくでん光 スピードプラン取扱局内に設置された取扱局交換設備とほくでん光 スピードプラン申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。

(14) 相互接続

当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます）第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条の届出をした者をいいます。以下同じといたします）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。）にもとづく接続をいいます。

(15) 相互接続点

相互接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。

(16) 協定事業者

当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者をいいます。

(17) 契約者回線等

契約者回線および契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。

(18) 回線終端装置

契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます）をいいます。

(19) 端末設備

契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるものをいいます。

(20) 自営端末設備

契約者が設置する端末設備をいいます。

(21) 自営電気通信設備

電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。

(22) 収容ほくでん光 スピードプラン取扱局

契約者回線が収容される取扱局交換設備が設置されているほくでん光 スピードプラン取扱局をいいます。

(23) 技術基準等

端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続の技術的条件をいいます。

(24) 利用の一時中断

ほくでん光 スピードプランに係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。

(25) ほくでん光 スピードプラン利用権

契約者がほくでん光 スピードプラン契約にもとづいて、ほくでん光 スピードプランの提供を受ける権利をいいます。

(26) 利用料金

約款により契約者に支払っていただくほくでん光 スピードプランの基本月額料金をいいます。

(27) ほくでん光 スピードプランをまったく利用できない状態

ほくでん光 スピードプラン契約に係る電気通信設備によるすべての通信がまったく利用できない、または著しい障害が生じ、まったく利用できない状態と同程度の状態をいいます。

(28) 消費税相当額

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定により課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定により課税される地方消費税の合計額をいいます。

第 2 章 契約

第 4 条（契約の成立）

1. ほくでん光 スピードプランの契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続に従いほくでん光 スピードプラン申込みをし、当社がこれを承諾することにより成立いたします。
2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日といたします。

第 5 条（契約の単位）

当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 のほくでん光 スピードプラン契約を締結いたします。

第 6 条（契約者回線の終端）

1. 当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端といたします。
2. 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議いたします。

3. 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を別紙料金表に定めるところにより提供いたします。

第7条（ほくでん光 スピードプラン区域）

当社は、当社が別途定めるところによりほくでん光 スピードプラン区域を設定いたします。

第8条（収容ほくでん光 スピードプラン取扱局）

1. 契約者回線の取扱局交換設備は、契約者回線の終端のある場所がほくでん光 スピードプラン区域内であるとき、そのほくでん光 スピードプラン区域内のほくでん光 スピードプラン取扱局であって、当社が指定する収容ほくでん光 スピードプラン取扱局に収容いたします。
2. 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧する場合のほか、技術上またはほくでん光 スピードプランに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の収容ほくでん光 スピードプラン取扱局を変更することがあります。

第9条（ほくでん光 スピードプラン申込みの方法）

ほくでん光 スピードプラン申込みにあたっては、あらかじめこの約款を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の契約申込書をほくでん光 スピードプラン取扱所へ提出していただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

- （1）ほくでん光 スピードプランのコース種別等
- （2）契約者回線の終端の場所
- （3）その他ほくでん光 スピードプラン申込みの内容を特定するための事項

第10条（ほくでん光 スピードプラン申込みの承諾）

1. ほくでん光 スピードプラン申込みがあった場合、当社が受け付けた順に従い、当社所定の方法により当社が承諾の意思表示をした時点で契約が成立いたします。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、受け付けの順序を変更することがあります。

なお、当社は申込者に対して適宜申込内容を証する書類等の提出を求めることができるものといたします。

2. 当社は、次の場合には、ほくでん光 スピードプラン契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - （1）契約申込書に虚偽の事実の記載があった場合
 - （2）ほくでん光 スピードプランの提供が技術上または経済上著しく困難な場合
 - （3）申込者が利用料金、ほくでん光 スピードプランの利用に必要な費用もしくは工事に関する費用または当社との他の契約にもとづく債務の支払いを現に怠り、もしくは怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - （4）申込者が申込みにあたり提出した契約申込書に不備があった場合
 - （5）第49条（利用に係る契約者の義務）に違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - （6）その他ほくでん光 スピードプランに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - （7）当社が不適当と判断した場合

第 11 条（契約者回線の異経路）

当社は、当社が適当であると判断した場合、契約者の申出にもとづき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます）により設置いたします。

第 12 条（名義の変更）

相続その他の原因によって、新たな申込者が、それまでほくでん光 スピードプランの提供を受けていた契約者のほくでん光 スピードプラン契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き、ほくでん光 スピードプラン契約の継続を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が書面による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

第 13 条（契約者の氏名等の変更）

1. 契約者は、その氏名、名称、または住所もしくは居所に変更があった場合は、そのことを速やかにほくでん光 スピードプラン取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

第 14 条（その他の契約内容の変更）

1. 当社は、契約者から申出があり（前二条の変更を含みます。）、当社が承諾したときは、第 9 条（ほくでん光 スピードプラン申込みの方法）第 1 項第 3 号に定める契約内容の変更を行ないます。
2. 当社は、前項の申出があったときは、第 10 条（ほくでん光 スピードプラン申込みの承諾）に準じて取り扱います。

第 15 条（契約者回線等の利用の一時中断）

当社は、契約者から申出があった場合は、契約者回線等の利用の一時中断を行ないます。

第 16 条（ほくでん光 スピードプラン利用権の譲渡禁止）

ほくでん光 スピードプラン利用権は、譲渡することはできません。

第 17 条（契約者が行なうほくでん光 スピードプラン契約の解除）

1. 契約者は、あらかじめほくでん光 スピードプラン取扱所に通知して、ほくでん光 スピードプラン契約を解除することができます。
2. 前項に定める解除にもとづくほくでん光 スピードプランの提供終了時点は、解除手続きが完了した月の末日といたします。
3. ほくでん光 スピードプラン契約を解除する場合、当社は契約者回線等を当社の所有物として原則残置するものとし、契約者はこれを承諾していただきます。
4. ほくでん光 スピードプラン契約を解除する場合、契約者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。

5. 第1項により、ほくでん光 スピードプラン契約を解除する場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費を支払っていただきます。

第18条（契約者がナンバーポータビリティを希望した場合の解除の特則）

第17条（契約者が行なうほくでん光 スピードプラン契約の解除）第1項にかかわらず、ほくでん光 スピードプラン契約の解除とともにほくでん光 スピードプラン各種サービス会員規約本則に定める退会を行なう契約者のうち、契約者が「でんわサービス」を利用していた場合で、かつ、解除後も「でんわサービス」で利用していた電話番号を他社の電話サービスで継続利用することを希望するときは、契約者が他社の電話サービスを受けるために必要な電話工事が完了するまで、ほくでん光 スピードプラン契約の解除の効力は発生しないものといたします。

第19条（当社が行なうほくでん光 スピードプラン契約の解除）

1. 当社は、第25条（利用停止）により契約者回線等の利用を停止された契約者が、その理由となった事実を解消されない場合には、ほくでん光 スピードプラン契約を解除することがあります。
2. 当社は、契約者が第25条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、第25条（利用停止）にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないでほくでん光 スピードプラン契約を解除することがあります。
3. 当社は、契約者において、破産その他これに類する事由が生じたことを知った場合、ほくでん光 スピードプラン契約を解除することがあります。
4. 当社は、前三項によりほくでん光 スピードプラン契約を解除しようとする場合、あらかじめ契約者に通知いたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 契約者が「でんわサービス」を利用していた場合において、ほくでん光 スピードプラン契約が解除されたときは、別途当社が指定する場合を除きほくでん光 スピードプラン契約の解除によって「でんわサービス」で利用していた電話番号は失効し継続利用できなくなるものとし、契約者はこれを承諾していただきます。この場合、当該電話番号が失効し継続利用できなくなることにより契約者に損害が生じた場合でも、それが当社の故意または重大な過失に起因するときに除き、当社は責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾していただきます。
6. 第1項から第3項までに従って、ほくでん光 スピードプラン契約が解除され、契約者に損害が生じた場合でも、それが当社の故意または重大な過失に起因するときに除き、当社は責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾していただきます。
7. ほくでん光 スピードプラン契約を解除する場合、当社は契約者回線等を当社の所有物として原則残置するものとし、契約者はこれを承諾していただきます。
8. 第1項から第3項までの解除にあたり、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
9. 第1項から第3項までにより、ほくでん光 スピードプラン契約を解除された場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費を支払っていただきます。

第 20 条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

1. 当社は、当社および契約者の責めとならない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の申出があったときを除き、ほくでん光 スピードプラン契約を解除することがあります。
2. 当社は、当社がほくでん光 スピードプランの提供を終了した場合、ほくでん光 スピードプラン契約を解除することがあります。
3. 当社は、前二項により、ほくでん光 スピードプラン契約を解除しようとする場合は、あらかじめ契約者に通知いたします。

第 3 章 端末設備の貸与等

第 21 条（端末設備の貸与）

1. 当社は、ほくでん光 スピードプランの提供に必要となる端末設備を、契約者からの申出により貸与いたします。
2. 契約者は、前項により貸与する端末設備が契約者回線に接続されている場合において、当社がその状態の監視等を遠隔にて行なうときがあることを承諾していただきます。

第 22 条（端末設備の取り替え）

端末設備の貸与後、契約者の責めとならない理由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合、当社は、契約者の申出に応じて、端末設備を修理または取り替えるものといたします。ただし、端末設備の修理または取り替えに過大な費用または時間を要する場合には、当社は契約者に通知の上、ほくでん光 スピードプラン契約を解除することがあります。

第 23 条（ほくでん光 スピードプラン契約の解除にともなう端末設備についての契約者の義務）

1. 契約者は、ほくでん光 スピードプラン契約が解除された場合は、当社が別途指定する方法で、当社が別途指定する送付先に、ただちに端末設備を返還していただきます。この場合、端末設備の返還に要した費用は、契約者自身で負担していただきます。
2. 契約者が返還義務の履行を怠った場合、契約者は、当社に対して第 49 条（利用に係る契約者の義務）第 2 項に定める費用を支払っていただきます。

第 4 章 利用中止等

第 24 条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、契約者回線等の利用を中止することがあります。
 - （1）当社の電気通信設備の保守または工事上やむを得ない場合（相互接続協定にもとづき協定事業者から請求があったものを含みます。）
 - （2）第 26 条（通信利用の制限等）により、契約者回線等の利用を中止する場合
2. 当社は、前項により契約者回線等の利用を中止する場合、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知いたします。ただし、緊急やむを得ない場合または相互接続協定にもとづき協定事業者からの請求による場合は、この限りではありません。

第 25 条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。
 - （1）利用料金、ほくでん光 スピードプランの利用に必要な費用または工事に関する費用等について、支払期日を経過し、相当期間を定めた催告をしてなお支払われない場合
 - （2）当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金等について、支払期日を経過してなお支払われない場合
 - （3）第 49 条（利用に係る契約者の義務）または第 50 条（契約者以外の者の利用に係る義務）に違反した場合
 - （4）当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続した場合
 - （5）契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行なう検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかった場合
 - （6）前各号のほか、約款に違反する行為であってほくでん光 スピードプランに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をした場合
2. 当社は、前項により契約者回線等の利用停止をしようとする場合は、あらかじめその旨を契約者に通知いたします。

第 5 章 通信

第 26 条（通信利用の制限等）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。
 - 気象関係
 - 水防関係
 - 消防関係
 - 災害救助関係
 - 警察機関（海上保安機関を含みます。）
 - 防衛機関
 - 輸送の確保に直接関係がある機関
 - 通信の確保に直接関係がある機関
 - 電力の供給の確保に直接関係がある機関
 - ガスの供給の確保に直接関係がある機関
 - 水道の供給の確保に直接関係がある機関

- 選挙管理機関
- 当社が別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関
- 預貯金業務を行なう金融機関
- 国または地方公共団体の機関

2. 通信が著しく輻輳した場合は、通信が相手先に着信しないことがあります。

第 27 条（通信時間等の制限）

1. 前条による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳する場合は、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超える場合、またはその通信容量が一定容量を超える場合は、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
3. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、ほくでん光 スピードプランを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行なわれる通信について速度や通信量を制限することがあります。
4. 前三項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによる損害賠償も請求することはできません。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。
5. 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行なうことがあります。

第 28 条（通信時間の測定）

ほくでん光 スピードプランに係る通信時間の測定方法は、次のとおりといたします。

- （1）通信時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものである場合は、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻といたします）から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。）により測定いたします。
- （2）前号にかかわらず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めとならない理由により通信を一時的に制限された場合（第 26 条（通信利用の制限等）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときといたします）は、当社が別途定める規定による時間を通信時間といたします。

第 6 章 料金等

第 29 条（料金および工事等に関する費用）

1. 当社が提供するほくでん光 スピードプランの料金は、利用料金、手続きに関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。
2. 当社が提供するほくでん光 スピードプランの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。
3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。

第 30 条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、当社がほくでん光 スピードプランの提供を開始した日から起算して、ほくでん光 スピードプラン契約の解除日が属する月の末日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金を支払っていただきます。
2. 第 15 条（契約者回線等の利用の一時中断）または第 25 条（利用停止）により、利用の一時中断または利用停止があった場合でも、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。
3. 契約者は、次の場合を除き、ほくでん光 スピードプランを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

事由	支払いを要しない料金
契約者の責めとならない理由により、ほくでん光 スピードプランをまったく利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	契約者の責めとならない理由により、ほくでん光 スピードプランをまったく利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのほくでん光 スピードプランについての利用料金

4. 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還いたします。

第 31 条（定期契約型プラン）

1. 当社は、別途定める料金プラン（以下「定期契約型プラン」といいます。）について、契約期間を設定することができるものといたします。契約期間は、定期契約型プランの利用開始月から起算して、定期契約型プランごとに当社が定める期間といたします。
2. 第 17 条（契約者が行なうほくでん光 スピードプラン契約の解除）または第 19 条（当社が行なうほくでん光 スピードプラン契約の解除）にもとづき、定期契約型プランの契約を解除する場合、原則として、別紙料金表に定める契約解除料を申し受けます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約解除料を申し受けません。
 - （1）契約者が、転居先で引き続きほくでん光スピードプラン契約または当社が提供する他の光インターネットを使用して行なう電気通信サービスの契約を締結する場合
 - （2）契約者が電気通信事業法の規定にもとづく初期契約解除制度により、定期契約型プランの契約を解除する場合
 - （3）契約期間満了月から起算して 3 か月間（以下「更新期間」といいます。）の間に定期契約型プランの契約を解除する場合
 - （4）契約成立日からサービス開始日の前日までに定期契約型プランの契約を解除する場合
3. 契約者が更新期間に定期契約型プランを解除しない場合、当該契約期間満了月の翌月を含み、当社が別途定める長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものといたします。
4. 第 15 条（契約者回線等の利用の一時中断）にもとづく利用の一時中断があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。

5. 第 24 条（利用中止）にもとづく利用中止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。
6. 第 25 条（利用停止）にもとづく利用停止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。

第 32 条（工事費の支払義務）

契約者は、ほくでん光 スピードプラン申込みまたは工事を要する申出をし、その承諾を受けた場合は、別紙料金表に定める工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にほくでん光 スピードプラン契約の解除またはその工事の申出の取消しがあった場合は、この限りではありません。

第 33 条（異経路に係る費用の支払義務）

契約者は、契約者回線を異経路とすることを希望し、当社が承諾した場合、当社が別途定める料金を支払っていただきます。

第 34 条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、ほくでん光 スピードプラン申込みまたは手続きを要する申出をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める手続きに関する料金を支払っていただきます。

第 35 条（機器損害金の支払義務）

契約者は、当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合、別紙料金表に定める機器損害金を支払っていただきます。

第 36 条（債権の譲渡）

当社は、約款により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を第三者に譲渡することがあり、契約者はそれを承諾していただきます。

第 37 条（料金の計算方法等）

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表通則に定めるところによります。

第 38 条（割増金）

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額といたします）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（別紙料金表の定めにより消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 39 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合（閏年も 365 日として計算いたします）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

す。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 7 章 保守

第 40 条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持いたします。

第 41 条（契約者の維持責任）

契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

第 42 条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の申出をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合、当社は、ほくでん光 スピードプラン取扱局において試験を行ない、その結果を契約者に通知いたします。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の申出により当社の係員を派遣した結果、不具合の原因が契約者の責となる理由によるものであったときは、契約者に別紙料金表に定める訪問に係る派遣費用を支払っていただきます。
なお、当社の派遣した係員が作業を実施した場合については、別紙料金表に定める訪問に係る派遣費用および作業費用を支払っていただきます。

第 43 条（修理または復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障または滅失した場合に、その全部を修理または復旧することができないときは、第 26 条（通信利用の制限等）により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理または復旧いたします。この場合、第 1 順位または第 2 順位の電気通信設備は、同条により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	機関名
1	• 気象機関との契約に係るもの • 水防機関との契約に係るもの • 消防機関との契約に係るもの • 災害救助機関との契約に係るもの • 警察機関との契約に係るもの • 防衛機関との契約に係るもの • 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの • 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの • 電力の供給の確保に直接関係がある機関

2	・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの ・ 選挙管理機関との契約に係るもの ・ 別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関との契約に係るもの ・ 預貯金業務を行なう金融機関との契約に係るもの ・ 国または地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます）
3	・ 第1順位および第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

第44条（責任の制限）

1. 当社は、ほくでん光 スピードプランを提供すべき場合において、当社の責めとなる理由によりその提供をしなかったときは、そのほくでん光 スピードプランをまったく利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者が直接被った損害を賠償いたします。
2. 前項の場合において、当社は、ほくでん光 スピードプランをまったく利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのほくでん光 スピードプランの利用料金（そのほくでん光 スピードプランの一部がまったく利用できない状態の場合は、その部分に係る利用料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償いたします。
3. 当社の故意または重大な過失によりほくでん光 スピードプランの提供をしなかった場合は、第1項および第2項は適用いたしません。

第45条（免責）

1. 当社は、電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、電気通信設備の修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化または消失し、これにより損害を与えた場合でも、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
3. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。
4. 契約者がほくでん光 スピードプランの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者または第三者からの何らかの申出がなされ、または訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を免責していただきます。

5. 当社は、不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものといたします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第 46 条（損害賠償額の上限）

当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合のすべてについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した利用料金の額を上限といたします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第 47 条（通信速度の非保証）

当社は、ほくでん光 スピードプランの通信速度につきいかなる保証も行ないません。契約者は、当社が定めるほくでん光 スピードプランの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承していただきます。

第 9 章 雑則

第 48 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の申出があった場合に、その申出を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき、またはその他当社が合理的に不適当と判断したときは、その申出を承諾しないことがあります。ただし、約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第 49 条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がほくでん光 スピードプラン契約にもとづき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは破壊し、またはその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要がある場合または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要がある場合は、この限りではありません。

なお、このときはすみやかにほくでん光 スピードプラン取扱所に通知していただきます。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がほくでん光 スピードプラン契約にもとづき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社にほくでん光 スピードプランの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人がある場合は、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。

- (5) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行なうため、契約者が所有するまたは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
 - (6) 当社がほくでん光 スピードプラン契約にもとづき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (7) 法令を逸脱した行為または逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設もしくはこれを勧誘する行為または悪質な連鎖販売取引等）を行なわないこと。
 - (8) 当社もしくは他人の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、または与えるおそれのある行為を行なわないこと。
 - (9) その他公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為を行なわないこと。
2. 契約者は、前項に違反して電気通信設備を亡失もしくはき損した場合、または電気通信設備の返還に遅滞があった場合は、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用（別紙料金表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものといたします）を支払っていただきます。

第 50 条（契約者以外の者の利用に係る義務）

契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、この約款の次の定めについて、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末設備または自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

ア 第 41 条（契約者の維持責任）

イ 第 42 条（契約者の切分責任）

第 51 条（サービスの提供範囲等）

- 1. 当社は、ほくでん光 スピードプランを北海道内の提供可能エリアに限り提供いたします。
- 2. 当社が提供するほくでん光 スピードプランの範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までといたします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

第 52 条（契約者回線等の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりといたします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

- (2) 当社がほくでん光 スピードプラン契約にもとづいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望する場合は、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第 53 条（契約者の氏名等の通知）

当社は、協定事業者から請求があった場合は、契約者（その協定事業者とほくでん光 スピードプランを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名および住所等をその協定事業者へ通知することがあります。

第 54 条（協定事業者からの通知）

契約者は、当社が、料金または工事に関する費用の適用にあたり必要がある場合は、協定事業者からその料金または工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第 55 条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者または提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社、協定事業者または提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者または協定事業者へ提供する場合を含みます。）で利用いたします。

第 56 条（法令に規定する事項）

ほくでん光 スピードプランの提供または利用にあたり、他の法令に規定がある事項については、その定めるところによります。

第 57 条（技術的事項）

ほくでん光 スピードプランにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

第 58 条（サービスの廃止）

1. 当社は、ほくでん光 スピードプランの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項によりほくでん光 スピードプランを廃止する場合は、相当な期間前に契約者に告知いたします。

別記

新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者および同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースもしくは情報（広告を除きます）をいいます）を供給することを主な目的とする通信社

別表 ほくでん光 スピードプランにおける基本的な技術的事項

接続方法	物理的条件	回線終端装置の接続仕様
有線	8 ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 または IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 または IEEE802.3i 10BASE-T 準拠

別紙 料金表

通則

(料金の計算方法等)

1. ほくでん光 スピードプランの料金および工事に関する費用は、このほくでん光 スピードプラン料金表（以下「料金表」といいます。）に定めるほか、当社が別に定めるところによります。
2. 当社は、利用料金を料金月（1 の暦月の起算日（当社がほくでん光 スピードプラン契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます）に従って計算いたします。ただし、当社が必要と認める場合は、料金月によらず随時に計算いたします。
3. 当社は、次の場合は、利用料金をその利用日数に応じて日割りいたします。
 - (1) 料金月の初日以外の日にはほくでん光 スピードプランの提供の開始があった場合
 - (2) 第 30 条（利用料金の支払義務）第 3 項の表に該当する場合
 - (3) 5 にもとづく起算日の変更があった場合
4. 3 による利用料金の日割りは、暦日数により行ないます。この場合、第 30 条（利用料金の支払義務）第 3 項の表に定める料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日といたします。
5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2 の料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
6. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入いたします。消費税は、インボイス制度の消費税端数処理ルールにもとづいて端数処理計算を行ない、請求いたします。

(料金等の支払い)

7. 契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
8. 契約者は、料金および工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

9. 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月分以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10. 当社は、当社が請求することとなる料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないことといたします。

(料金等の臨時減免)

11. 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、この約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

料金表

1. 基本月額料金

プラン	利用料金（税込）	備考
ほくでん光 スピードプラン (3年定期契約)	5,000円	定期契約型プランとなり、契約期間は3年といたします。 なお、当該契約期間満了後の契約期間は、2年といたします。

2. 定期契約型プランの契約解除料

プラン	契約解除料（税込）
ほくでん光 スピードプラン (3年定期契約)	3,770円

3. 工事費

区分	工事費（税込）	備考
基本工事費（ほくでん光 スピードプラン）	44,000円	・ほくでん光 スピードプラン（3年定期契約）については、36回の分割払いにて支払っていただきます。（1回目の分割払い額：税込1,230円/月、2回目から36回目の分割払い額：税込1,222円/月） ・各分割払い額は、サービス開始日の属する月以降の毎月の利用料金とあわせて支払っていただきます。 ・各分割払い額は、消費税相当額の計算上、表記額から算出した税込価格と実際の請求額とに差異が生じる場合があります。 ・工事費はサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申し込み時と開通時で税率が異なる場合があります。 ・サービス開始日の後に消費税率が変更されても、工事費はサービス開始日の時点の税率での分割払いとなります。 ・分割手数料は無料です。 ・分割払い期間中にほくでん光 スピードプラン契約の解除（転居による契約の解除の場合を含みます。）される場合は、支払いいただいていない残債額を一括で支払っていただきます。 ・サービス開始日の前日までに、ほくでん光 スピードプラン契約を解除された場合、請求いたしません。また、初期契約解除制度にもとづく契約の解除の場合は、別途当社が定める金額を請求いたします。
土日祝追加工事費	3,300円	・土曜日、日曜日、祝日に工事を行なう場合は、原則として、派遣に係る追加費用として基本工事費とは別に支払っていただきます。
回線撤去工事費	11,000円	・ほくでん光 スピードプラン契約を解除する場合で、光キャビネット、光コンセントおよび引込線（契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置または提供する回線終端装置までの間の線路）の撤去を希望されるときに支払っていただきます。

4. 手続に関する料金

契約事務手数料

3,300 円（税込）

5. 機器損害金

12,100 円（税込）

6. 訪問に係る派遣費用

15,400 円（税込）

7. 訪問に係る派遣費用および作業費用

20,350 円（税込）

注 屋内配線（引込線のうち屋内に設備する部分の配線）の利用料、回線終端装置の貸与料は、基本月額料金に含まれるものといたします。

附則

この約款は、2024 年 7 月 16 日から実施いたします。